

議案第 5 1 号

羽曳野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 2 年 6 月 1 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）の一部改正に伴い、低所得者に対する介護保険料の軽減強化を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第 1 号被保険者に係る保険料の減免申請について特例を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市介護保険条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市介護保険条例(平成 12 年羽曳野市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「令和元年度及び」を削り、「27,711 円」を「22,168 円」に改め、同条第 3 項中「令和元年度及び」を削り、「27,711 円」を「22,168 円」に、「42,490 円」を「33,253 円」に改め、同条第 4 項中「令和元年度及び」を削り、「27,711 円」を「22,168 円」に、「53,574 円」を「51,727 円」に改める。

附則に次の 1 条を加える。

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第 1 号被保険者に係る保険料の減免の特例)

第 9 条 新型コロナウイルスの影響により収入が減少したこと等による第 1 号被保険者に係る第 14 条第 2 項の規定による保険料の減免の申請については、同項中「納期限までに、次に」とあるのは、「次に」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第 5 条及び第 4 項の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

3 改正後の附則第 9 条の規定は、当該保険料の納期限が令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に属する場合について適用する。

(経過措置)

4 令和元年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。

羽曳野市介護保険条例 新旧対照表

新	旧
<p>第3章 保険料 (保険料率)</p> <p>第5条 1 省略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>22,168円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>22,168円</u>」とあるのは、「<u>33,253円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>22,168円</u>」とあるのは、「<u>51,727円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第6条～第21条 省略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第8条 省略 (<u>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第1号被保険者に係る保険料の減免の特例</u>)</p> <p>第9条 <u>新型コロナウイルスの影響により収入が減少したこと等による第1号被保険者に係る第14条第2項の規定による保険料の減免の申請については、同項中「納期限までに、次に」とあるのは、「次に」とする。</u></p>	<p>第3章 保険料 (保険料率)</p> <p>第5条 1 省略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び</u>令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>27,711円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び</u>令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>27,711円</u>」とあるのは、「<u>42,490円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び</u>令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>27,711円</u>」とあるのは、「<u>53,574円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第6条～第21条 省略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第8条 省略</p>